

## **市民局 NPO 法人相談チーフ及び NPO 法人相談スタッフ 会計年度任用職員要綱**

### **1 目的**

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、市民局 NPO 法人相談チーフ及び NPO 法人相談スタッフ 会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### **2 任用について**

会計年度任用職員の選考は、簿記 3 級以上の資格を有している者のうちから、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 論述試験
- ② 面接

### **3 再度の任用について**

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### **4 勤務時間について**

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

#### **「勤務日数」**

1 日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日

#### **「勤務時間」**

午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分まで

#### **「休憩時間」**

午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分まで

もしくは、午後 1 時 00 分から午後 1 時 45 分まで

### **附 則**

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。